

<規約>

2016年7月1日現在

1. 本プログラムへの参加申し込みはプログラム開始 2 週間前を期限としています。
※English Camp では別に期限を設けております。
2. 申込書の提出と申込金 20,000 円の振込みをもって申込受け付けとします。
※複数のご家族で 1 度にお申込みの場合、1 家族あたり 20,000 円の申込金とします。
3. 未成年の方のお申し込みには親権者の方の署名が必要となります。
4. 本プログラムでは航空券の手配は行いません。
5. プログラム参加費はプログラム開始 29 日前までに支払いを完了して下さい。
6. 本プログラムに参加される方は、現地での病気、障害等に備え、海外旅行保険の加入を義務付けています。
7. 渡航スケジュールによって、前泊や延泊をご希望される参加者は、お部屋の予約状況によって別タイプのお部屋、もしくはホテルへの宿泊となる場合がございます。またプログラム外の宿泊は別途料金が発生致します。
8. キャンセルに関して

お申し込みは申込受付した日付で、契約が成立致します。お申し込みの契約を解除したい場合、下記に定めるキャンセル料をお支払い頂きます。また、当法人が連絡を受けた時点で契約の取消しのお申出を受理したことになります。

取消のお申出時期	取消料
お申込日から開始日 29 日前まで	申込金
開始日 15 日前から 28 日前まで	参加費の 50%
開始日 4 日前から 14 日前まで	参加費の 80%
開始日から 3 日前まで	費用全額

※返金の際のお振込手数料はお申込者負担となります。

※開始日とは、施設利用の初日を差します。

※English Camp にお申し込みの場合は下記の取消料を適用いたします。

取消のお申出時期	取消料
申込み締切日まで	キャンセル料無し
申込み締切日から開始日 29 日前まで	申込金
開始日 15 日前から 28 日前まで	参加費の 50%
開始日 4 日前から 14 日前まで	参加費の 80%
開始日当日から 3 日前まで	費用全額

※返金の際のお振込手数料はお申込者負担となります。

9. 参加者が規約違反により退寮になった場合、いかなる理由でも返金は致しかねます。
10. 当法人の設備に損害を与えた場合、その理由によらず、その費用を全額請求致します。
11. 研修ルームでの振る舞い
 - 11.1 研修中は、携帯電話等は電源を切るか、マナーモードにしてください。
 - 11.2 講師や他の参加者を誹謗中傷すること、喧嘩をすることは禁止しており、見つけた場合然るべき処置を致します。
 - 11.3 人種差別的な発言、信仰の自由を侵害する発言等は一切認められません。
12. 施設内は禁煙です。共同スペースも禁煙ですのでご注意ください。指定の場所にて喫煙をお願い致します。
13. 講師や他の参加者、及び関係者に不快感や、恐怖感を与えるような目立った刺青をしている方は、参加をお断りさせて頂く場合があります。

- 14.参加者は、午後 10 時から午前 7 時までには他の参加者の迷惑にならないように静かに生活してください。
- 15.いかなる理由があろうとも、肉体的・精神的に他者に危害を加える暴力行為を認めておりません。暴力行為に及んだ場合、退寮処分とします。
- 16.当法人では、保安上の理由で門限を午後 10 時と定めています。
※English Camp 中は安全管理上の理由で門限を午後 8 時とします。
- 17.寮内には、当プログラムの参加者及び関係者以外入ることはできません。
- 18.外出上の注意事項
 - 18-1. 単独行動は避け、夜間は出歩かないでください。研修終了後の外出につきましては参加者の自己責任とし、どんな怪我や事故に対しても、当法人では一切責任を持ちません。
 - 18-2. いかなる場合も車両、バイクの運転は禁止です。
 - 18-3. 研修時間外の行動（海で泳ぐ、街に出かける、バスやトライシクルに乗る、など）はすべて参加者の自己責任で、リスク管理を行っていただきます。どんな怪我や事故に対しても、当法人では一切責任を持ちません。
- 19.滞在中に持参したパソコンがウイルス・ハッキング・スキミング等の被害にあった場合、当法人では一切の責任を負いません。パソコンの修復や修理など対応出来かしますので、そのような心配がある方は、使用を控えるようにお願いします。
- 20.警告と退寮
以下の行為を行った場合、警告なしに退寮処分となります。
 - 20-1.当法人の定める規則、規約に逸脱した行為をとる場合、注意致します。その後、スタッフの判断にて、改善が見られない場合には、退寮処分とします。
 - 20-2.当法人が、運営を妨げると判断した行為をした場合、参加者に対して法的措置をとり、即刻退寮処分とします。
 - 20-3.当法人が犯罪行為と判断した行為をとった場合、参加者に対して法的措置をとり、即刻退寮処分とします。
 - 20-4.賭博行為は、禁止します。行為が発覚した場合には、退寮処分とします。
 - 20-5.暴言、騒音、異臭、暴力などいかなる迷惑行為も禁止します。注意勧告後、改善が見られないとスタッフが判断した場合、即刻退寮処分とします。
 - 20-6.スタッフが、当法人および当法人関係者を誹謗中傷するような行為と判断した場合、当法人は参加者に対して法的措置をとり、退寮処分とします。
- 21.権利と責任
 - 21.1 航空機遅延、紛争、内乱、天災等により当法人が提供するサービスに問題が発生した場合、いかなる場合でも補償は致しません。
 - 21.2 当法人に重大な過失が無い場合、学校内外で起こったいかなる事故、盗難、事件にも当法人は責任を負いません。
 - 21.3 政府の政策や突然の経済変動によって、各種料金(授業料含む)の変更がある場合がございます。
 - 21.4 当法人の定める規則、規約に逸脱したと当法人スタッフが判断した参加者には、退寮処分に致します。
 - 21.5 フィリピンの法律に違反したと判断した場合、フィリピン警察に通報致します。
- 22.年齢、持病、アレルギーにより発生する事件、事故、病気について、当法人は一切の責任を負いません。持病、アレルギーを持つ方、妊娠中の方は、予め日本国内の医師の診断を受け、医師の判断に従ってください。また、持病、アレルギーについての医師の診断内容は、スタッフにお伝えください。スタッフにより受入れが難しいと判断した場合には、参加をお断りさせていただきます。

以上